

改正 平成26年4月1日

2024年4月1日

(目的)

第1条 本学に、教員の学問的研究に役立つことを目的として、サバティカル制度を設ける。

(資格)

第2条 本制度の適用を受けることができる者は、本学専任教員（特任教員、任期付教授、任期付准教授、任期付講師、助教、助手を除く）とし、6年以上ひき続き勤務した者とする。

2 前項の勤務年数には休職期間は算入されない。

3 本学教員研修規程により6か月以上研修又は留学した者、及び本学サバティカル制度規程によりサバティカルの適用を受けた者がふたたび本制度の適用を受ける場合は、その終了後の復職した年度から起算して、本学専任教員として満7年以上の勤務を必要とする。

(期間)

第3条 サバティカルの期間は前学期又は後学期のいずれかとする。

(人数)

第4条 サバティカルの適用を受ける者の人数は、1年度10名程度とし、各学部の構成人数に応じて比例配分する。

2 上記の配分計算の端数は、数年単位で補正する。

(学務の免除)

第5条 サバティカルの適用を受ける者は、その期間中、授業その他一切の学務を免除される。

(授業措置)

第6条 サバティカルの適用を受ける者の、その期間中の担当授業については、必要に応じて原則として2コマまでの非常勤講師を手当することができる。

2 上記以外の授業のうち、必修科目等、その年度に休講することが学生に不利益をもたらす場合は所属学科等の専任教員により措置する。

(サバティカル教員の義務)

第7条 サバティカルの適用を受けた者は、本学専任教員としてサバティカル期間終了後2カ年を超えて勤務しなければならない。

(必要手続)

第8条 サバティカル制度を希望する教員は、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 出願者の所属、資格、氏名

(2) サバティカルに要する期間

(3) サバティカル期間中の計画

(給与等の支給)

第9条 サバティカルの期間は、本学所定の本給及び通常の勤務に由来する諸手当を支給する。

2 研究費に関しては、別途定める。

3 サバティカル期間中に昇給及び給与改定があった場合はこれを適用する。

(細則)

第10条 本規程の運用については、別に各学部ごとに細則を定めることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学執行部会議の提案を受け、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (サバティカル制度及び教員研修の複数回適用の条件変更等に伴う改正)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度に本規程の適用を受ける場合は、なお従前の例による。

附 則 (サバティカル制度適用資格の明確化及び教学マネジメント組織の変更に伴う改正)

1 この規程は、2024年4月1日から改正施行し、2025年度の制度適用者より適用する。

- 2 第2条第1項の勤務年数には、間断なく雇用が継続する場合に限り、任期の定めのない本学専任教員として採用される以前の任期付教員勤務年数を含めることができる。